

平成25年度 事務事業評価調書（平成24年度実績分）

事務事業名		大気汚染防止対策事業費			
所管部局	環境部	部局長名	黒田 直稔	予算事業名	大気汚染防止対策事業費
所管部署	環境保全課	所属長名	上田 斉	予算事業科目(平成25年度)	010401030235

1 事業の位置付け

2011 高知市 総合計画・実施計画 施策体系での位置付け	
施策の大綱	01 共生の環
政策	03 環境汚染の防止
施策	08 公害対策の推進

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	大気汚染防止法	法定受託事務 <input type="radio"/>	施策取組方針 環境汚染及びそれ起因する健康被害を未然に防止するために、事業所等への指導を行うとともに、環境測定を継続して実施します。
県条例・規則・要綱等			
市条例・規則・要綱等	高知市環境基本条例		
その他(計画、覚書等)			

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	工場・事業場等			
意図	どのような状態にしていくのか	事業場から発生するばい煙等による大気環境の汚染に起因する健康被害を未然に防ぐ。			
手段	事業実施体制等	大気汚染の状態及び自動車排出ガスによる影響を把握するため、大気環境測定局を設置し常時監視を行い、事業場台帳を整備し立入、指導等を行う。			
		事業開始年度 平成10年度 事業終了年度			
活動内容	どのような事業活動を行うのか	工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体などに伴って発生する、ばい煙並びに粉じんの排出等を規制することにより大気汚染を軽減し、市民の健康又は生活環境を大気汚染から未然に予防する措置を講ずる。 ①有害大気汚染物質モニタリング調査 ②大気監視測定局保守管理 ③環境業務支援システム(工場・事業場届出管理台帳及び大気汚染常時監視システム) ④大気監視測定局保守管理直営事業			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A	有害大気汚染物質測定結果	優先取組物質23物質中の20物質の測定結果のうち、指定物質4物質の環境基準達成数		
	B	大気測定局での測定物質測定結果	測定局で測定している5物質(平成24年度から6物質)における環境基準達成数		
	C				

4 事業の実績等

			22年度	23年度	24年度	25年度(計画)	備考欄		
成果指標	A	有害大気汚染物質測定結果	目標	4物質	4物質	4物質	4物質		
			実績	4物質	4物質	4物質			
	B	大気測定局での測定物質測定結果	目標	5物質	5物質	6物質	6物質		
			実績	4物質	4物質	4物質			
C		目標							
		実績							
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)		17,226	20,234	18,288	21,938		
		財源内訳	国費 (千円)						
			県費 (千円)						
			市債 (千円)						
			その他 (千円)						
			一般財源 (千円)		17,226	20,234	18,288		21,938
	翌年度への繰越額 (千円)								
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)		10,800	10,800	11,100	8,140		
		正規職員 (千円)		10,800	10,800	11,100	8,140		
		その他 (千円)							
		人役数 (人)		1.50	1.50	1.50	1.10		
正規職員 (人)			1.50	1.50	1.50	1.10			
その他 (人)									
総コスト= ① + ② (千円)			28,026	31,034	29,388	30,078			
市民1人当たりコスト (円)			83	92	87		総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数 (人)			339,130	337,875	338,397				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

大気汚染における生活環境の影響について、大気測定局によるリアルタイムに大気汚染の影響を把握することは、工場・事業場からの影響があるいは自動車排出ガス又は、広域的な大気環境の影響が自ずとわかる。測定局を設置している地域における大気汚染の現状を把握することは、すなわち市民の生活環境の影響を考えることとなる。課題として、市内には一般環境測定と自動車排出ガス測定局があるが、局数が少なくその地域に限られることである。

6 所属長評価

評価項目		評価基準		1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	B (3) 一部結びつく	A	4.0	総合計画・実施計画においても環境汚染の防止、公害対策の推進が基本方針に示されており、大気・水質・土壌環境の保全について施策の実施が求められている。 大気汚染の状態や自動車排ガスによる影響を把握するために継続して測定監視していくことは、市民の健康被害を未然に防止していくためにも重要な事業である。
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	C (1) あまり結びつかない	D (0) 結びつかない			
A (5) 非常に多い、急増している		B (3) 横ばいである	B			
C (1) 少ない、減少している	D (0) ほとんどない					
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B (3) 概ね達成している	B	3.0	特定施設への立入調査、指導による大気汚染防止、大気測定局による継続監視、有害汚染物質のモニタリングと測定結果の公表をおこなっており、概ね成果指標は達成できているが、有害大気汚染物質の測定回数が半減されており、復元が必要である。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	C (1) あまり順調ではない	D (0) 十分な成果を望めない			
A (5) 妥当である		B (3) 概ね妥当である	B			
C (1) 検討の余地がある	D (0) 見直しが必要である					
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B (3) 行政主体が望ましい	A	5.0	測定局の保守管理・大気汚染物質の測定調査等すでに民間への委託を実施している事業もあるが、市民の健康被害を未然に防止するため、また、突発的な大気汚染への対応が生じる場合もあり、行政の主体性が不可欠である。 また、コストについては削減傾向にあるが、有害物質の多様化に対応可能な予算措置が必要である。
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	C (1) 検討の余地はある	D (0) 十分可能である			
A (5) 現状が望ましい・できない		B (3) 概ね効率的にできている	A			
C (1) 検討の余地がある	D (0) 十分可能である					
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	B (3) 概ね保たれている	A	5.0	市民の健康被害を未然に防止することが本事業の基本方針であり、すべての市民が受益者となるもので、公平性は保たれており、適正な受益者負担であると判断する。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	C (1) 偏っている	D (0) 公平性を欠いている			
A (5) 適正な負担割合である		B (3) 概ね適正な負担割合である	A			
C (1) 検討の余地がある	D (0) 検討すべきである					
総合点	17.0	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)				
		B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)				
		C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)				
		D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)				

7 部局長評価

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	所属長の評価と同じ。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--